



2025年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

# 運輸安全マネジメントの取り組み

Management of Transport Safety



## 輸送の安全に関する基本的な方針

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及び改善（PDCA サイクル）を確実に実施し、全従業員が「安全最優先」（すべての行動において安全を最優先する）のもと業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

## 社内安全方針

「潜在危険の予測と安全措置の徹底」

～ 行動に伴う潜在危険の予測をなし、その対応として安全に対する具体的措置、対策を効果的に講ずることが必要である。潜在危険の予測なくして、安全管理の具体化、実行は期し得ないことに留意しなければならない。

## 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

### 1 令和6年度の目標達成状況

前年度の有責事故件数0件に対して、無事故を目標として掲げ、事故防止対策に取り組んでまいりました。その結果、令和6年度中の有責事故件数は0件でした。

自動車事故報告規則第2条に規定する事故及び故障等につきましては目標0件に対し、実績0件と目標を達成することができました。

### 2 令和7年度の目標

前年度の有責事故件数0件に対して、引続き0件を目標値とします。なお、自動車事故報告規則第2条に規定する事故及び故障等は、前年度に続き0件を目標値とします。

### 3 Gマーク制度(貨物自動車運送事業安全性評価事業)の更新継続

## 輸送の安全に関する重点施策

### 1 健康管理体制の強化

- ・ 「プロドライバーとして、責任ある仕事をするために常に健康な状態・万全の態勢で乗務する」を業務遂行の大前提と考えます。法令に定められた健康診断の完全受診や受診後のフォロー体制、点呼時の健康チェック、SAS（無呼吸症候群）のスクリーニング検査の積極導入など、ドライバーが健康な状態で乗務できるよう常に管理の目を向け続け、また健康管理の重要性についても指導強化していきます。（安全衛生目標：「健康体づくりへの意識・興味を高める」に基づき、地域産業保健センターを活用し健康教育・保健指導等を実施）
- ・ 健康経営優良法人(中小規模法人部門) 2023～2025 認定取得

## 2 輸送の安全に関する教育及び研修の充実

安全かつ法令等を順守した業務遂行に必要な関係法令等や規則の教育指導を、定期的にドライバー教育の一環として盛り込みます。また、危険予知トレーニングの強化や事故事例研究を通して社内安全方針である「潜在危険の予測と安全措置の徹底」を体得していきます。

さらに、社内指導者による整備講習を実施し、車両メンテナンスに関する専門的技術の向上、習得を目指します。

## 3 輸送の安全に関する内部監査の実施

年2回の定期及び随時に内部監査を行い、必要な是正措置及び予防措置を講じます。

### 輸送の安全に関する計画

#### 1 安全管理委員会の開催

社長、管理職及び各営業所のリーダーで構成され、安全に関する実務、安全衛生に関する事項等についての審議、決定、調整組織として位置づけられています。

#### 2 ドライバーミーティング（ドライバー教育・指導）の開催

各リーダーが主体となり、年間教育計画及び月間指導項目に基づき毎月実施します。

#### 3 ドライバーに対する添乗監査の実施

管理職・業務リーダーが各ドライバーに対し、安全運転、安全行動、安全作業などについてそのレベルを判定・把握し、改善事項等について指導を行うため添乗監査を実施します。

### 本年度教育及び研修の計画（令和7年度計画）

会議・研修名	開催予定
安全管理委員会	毎月
ドライバーミーティング（業務全般・安全衛生）	毎月
危険予知訓練	毎月
エコドライブ講習	年2回（4・10月）
ドライビングシミュレーター研修	年1回（4月）
リーダー実務研修（運行管理・運輸関係法令等）	年1回（6月）
リーダー実務研修（労務管理）	年1回（8月）
社員健康セミナー	年1回（11月）
整備技術講習会	年2回（2・8月）
添乗監査	年1回（随時）



### **情報の連絡体制の確立**

毎月開催の安全管理委員会及びドライバーミーティングを通し、社内全体が輸送の安全に関する方針や情報等を共有します。また、事故等発生時については、速やかにその発生原因を精査し、社内全体へ事故事案並びに防止対策を周知徹底することにより以後の事故防止態勢を強化します。

### **輸送の安全に関する組織体制**

安全管理体制及び安全管理委員会の運用については別添資料 1 及び 2 を参照してください。